

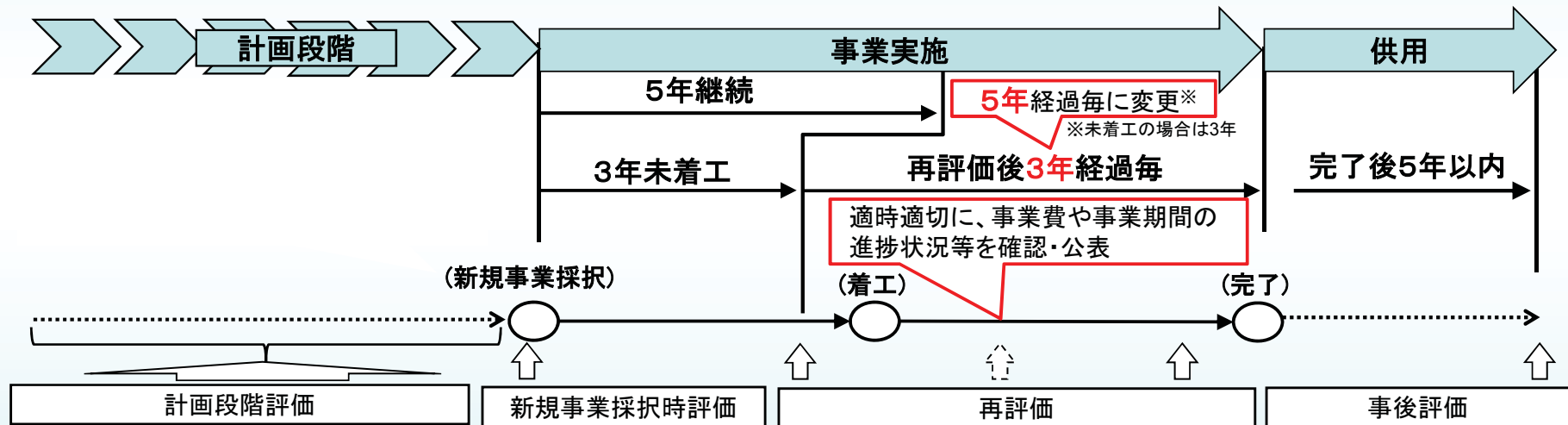
実施要領の改定について

【資料-1】

国土交通省所管**公共事業の事業評価に関する事業評価の充実**を図るため、以下の改定を行う。

- 再評価内容の充実を図るため、事業進捗状況について、“On time, On budget”（事業期間通り、事業費通り）の観点から**適切に確認**するとともに、特に、**大きな変更が生じる事業については再評価の実施間隔に拘わらず、その確認と改善について**事業評価監視委員会において十分な時間を掛け審議し、公表するものとする。一方、**大きな変更のない事業に関する再評価の間隔は5年※を基本**とする。

※：行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令323号）に基づく再評価の期間は、未着手のものにあつては事業着手後5年、事業中のものにあつては未着手の場合の期間（5年）に加えること5年となっている。



【計画段階評価】

平成24年度～

新規事業採択時評価の前段階において、政策目標を明確化した上で、複数案の比較・評価を行うもの

【新規事業採択時評価】

平成10年度～

新規事業の採択時において、費用対効果分析を含め、総合的に実施するもの。

【再評価】

平成10年度～

事業継続に当たり、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。

【完了後の事後評価】

平成15年度～

事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。